

野々市市建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査基準

令和6年12月1日施行

市内に主たる営業所を置く建設工事業者のうち、主観的事項に関する調査票（以下「調査票」という。）を提出した者に対して、建設業法に基づく経営事項審査結果の総合評定値に次の主観的事項の審査基準による付与数値（以下「主観点数」という。）を加算（優良建設工事表彰に係る主観点数にあつては、優良建設工事表彰を受けた工事種別の総合評定値のみに加算）した総合点数により等級の格付を行う。

1 主観的事項の審査基準

- （１）主観的事項の審査に係る評価項目、対象、主観点数及び提出書類は別表１のとおりとする。
- （２）主観的事項の審査は、毎年行うものとし、審査基準日は、毎年１月１日とする。

2 総合点数の公表

調査票を提出した者に係る総合点数は、市ホームページ等で公表する。

3 主観点数の有効期間

主観点数の有効期間は、総合点数を公表した日の属する年の４月１日から翌年３月３１日までの期間とする。

4 適用除外

市長が別に定める申請期間に調査票を提出しなかった者については、当該申請期間の属する年の４月１日から翌年３月３１日までに係る主観的審査事項の審査は行わない。

別表 1

評価項目	対象	主観点数	提出書類
優良建設工事表彰	前年の1月1日から12月31日までに野々市市優良建設工事表彰を受けた者	20点	
エコアクション21認証登録	エコアクション21への参加について、一般財団法人持続性推進機構に認証登録されている者（ISO14001の認証を受けた者を除く。）	5点	登録認定書の写し
障害者の雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者である労働者（事業主及び役員を除く。）を常時（週30時間以上をいう。）雇用している者（1年以上雇用している場合に限る。）	10点	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ・雇用保険被保険者証等の写し
女性技術者の雇用	建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イからハまでのいずれかに該当する女性技術者（事業主及び役員を除く。）を雇用している者（1年以上雇用している場合に限る。）	10点	・次のいずれかの書面の写し (1) 学校を卒業したこと及び学科を修めたことを証する学校の証明書 (2) 建設業法施行規則別記様式第9号による使用者の証明書 (3) 建設業法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書 (4) 国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書 (5) 建設業法施行規則別記様式第10号による使用者の証明書 (6) 建設業法第15条第2号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書 ・雇用保険被保険者証等の写し
「アダプト・プログラム（里親制度）」への参加	野々市市と公共施設管理ボランティア支援事業「アダプト・プログラム（里親制度）」の合意を取り交わしている者	10点	
	上記合意を取り交わしている団体等の会員であり、その事業における協力者	10点	団体等の会員であり、協力者であることの証明書

除雪協力	野々市市と道路除雪作業委託契約を締結し、道路除雪実施計画における特定の路線の除雪を担当している者	10 点	
	上記契約を締結している組合等の組合員であり、その契約における協力者	10 点	組合等の組合員であり、協力者であることの証明書
	道路除雪作業委託契約を締結している者（上記に該当する者を除く。）	5 点	
災害協定	野々市市と災害協定を締結している者	10 点	
	上記協定を締結している協会等の会員であり、その協定における協力者	10 点	協会等の会員であり、協力者であることの証明書
消防団員の雇用	野々市市消防団に1年以上継続して所属している者（事業主及び役員を除く。）を雇用している者（1年以上雇用している場合に限る。）	15 点	雇用保険被保険者証等の写し
次世代育成雇用環境の整備	常時雇用する労働者が101人未満の者で、次世代育成支援対策推進法第12条の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出たもの（行動計画期間中である場合に限るものとし、同法第13条の規定による認定を受けている者を除く。）	5 点	厚生労働省が一般事業主行動計画策定届を受け付けた日を確認することができる書類の写し
	常時雇用する労働者が101人未満の者で、次世代育成支援対策推進法第12条の規定により一般事業主行動計画を策定し、同法第13条の規定による認定を受けている者	10 点	基準適合一般事業主認定通知書の写し
	常時雇用する労働者が101人以上の者で、次世代育成支援対策推進法第12条の規定により一般事業主行動計画を策定し、同法第13条の規定による認定を受けている者	5 点	
保護観察対象者等の協力雇用主としての登録	保護観察対象者等の協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者	5 点	金沢保護観察所の証明書

令和 年度 主観的事項に関する調査票

野々市市長 宛

届出日 : 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

電話番号

点数計

令和 年 1 月 1 日現在における主観的事項の評価項目について関係書類を添えて提出します。

0

		添付書類	付与数値
1	エコアクション21認証登録	登録認定証の写し	0
2	障害者の雇用	・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し 及び ・ 雇用保険被保険者証等の写し	0
3	女性技術者の雇用	・ 学校の証明書、使用者の証明書、国土交通大臣による証明書又は知識・技能を有する認定者である証明書 及び ・ 雇用保険被保険者証等の写し	0
4	アダプト・プログラム（里親制度）への参加		0
	野々市市と公共施設管理ボランティア支援事業「アダプト・プログラム（里親制度）」の合意を取り交わしている者		
	上記合意を取り交わしている団体等の会員であり、その事業における協力者	市と協定を締結している団体等の会員であり、協力者であることの証明書	
5	除雪協力		0
	野々市市と道路除雪作業委託契約を締結し、道路除雪実施計画における特定の路線の除雪を担当している者		
	上記契約を締結している組合等の組合員であり、その契約における協力者		
	道路除雪作業委託契約を締結している者（上記に該当する者を除く。）	市と協定を締結している組合等の組合員であり、協力者であることの証明書	

6 災害協定				0
	野々市市と災害協定を締結している者			
	上記協定を締結している協会等の会員であり、その協定における協力者		市と協定を締結している協会等の会員であり、協力者であることの証明書	
7 消防団員の雇用			雇用保険被保険者証等の写し	0
消防団員の氏名等				
	氏名	住所	所属分団	
8 次世代育成雇用環境の整備				0
常時雇用労働者数101人未満	届出		(届出のみ) 厚生労働省が一般事業主行動計画策定届を受け付けた日を確認することができる書類の写し	
常時雇用労働者数101人未満	認定		(認定あり) 基準適合一般事業主認定通知書の写し	
常時雇用労働者数101人以上	認定			
※常時雇用労働者数101人未満の者について認定を受けている場合、届出分の点数は加算しない。				
9 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録の有無			金沢保護観察所の証明書	0